

酒類ガイドライン遵守推進本部だより

# ほろにかが

平成27年5月18日  
全国卸売酒販組合中央会  
酒類ガイドライン遵守推進本部

## 「酒税法の一部改正案に思う」

委員 小倉 俊明

酒類業界の衝撃は「酒の安売り競争に歯止め…」酒税法の一部改正案のニュースである。低迷・迷走している酒類業界にとって一筋の光である。

多くの酒類業者は、人口減少社会の到来や国民の健康・安全志向の高まりにより、市場が縮小する中、オーバーストアによる供給過剰が、低価格競争の常習化を生み、中間流通である酒類卸売業者はコストをカバーすることが厳しい状況にある。

また相次ぐ大型店の出店により商流は激変し、中小の酒類小売業者の廃業等が相次ぎ、卸売業者は取引先を失い、大半の企業は、減収減益、低収益企業が占め、この構造の打開策は見つけにくい現状にある。

記事は『ディスカウントストアや量販店などで、酒類の過激な廉売を規制する酒税法改正案が、今国会に議員立法で提出されることがわかった。関連法に公正な取引基準などを新たに定め、違反すれば業務改善命令や酒類免許を取り消し処分ができるようにする。

酒税法などの一部改正案は、自民党や民主党などの議員連盟の要請を受け、衆院財務金融委員長案として提出する。今通常国会で成立させ、1年以内の施行を目指す方針だ。云々』以上が産経新聞の抜粋であるが、同様の記事が各社各様に掲載された。

しかし、消費者の立場からは『公正な取引基準を定めることにより、負担は増す恐れがある。酒屋だけ特別扱いするのは理解が得られない。なぜ酒屋を特別扱いするのか。町の電器屋や八百屋などでも、量販店やスーパーの安売り攻勢で廃業が相次いだ。中小商店の保護は、地域活性化の観点から行政が対策を講じるべきだ。云々』撤回求める意見も多数散見され、今後の動向に注目したい。

お酒は私たちの生活に豊かさと潤いを与えるものである一方、不適切な飲酒はアルコール健康障害の原因となる。酒の飲み過ぎや未成年の飲酒などによるアルコール健康障害は、飲酒運転や暴力、虐待、自殺、失業といった社会問題を引き起こす可能性が高く、飲み過ぎによる社会的損失は、年間4兆1483億円で酒税の3倍と試算されている。

(厚労省研究班試算) これに鑑み、平成25年12月にアルコール健康障害対策基本法が成立し、平成26年6月に施行された。アルコール健康対策基本法の成立経緯を考慮すれば、飲み過ぎによる社会問題抑制のためにも本法案の必要性を感じる。

WHO は平成22年、アルコールの有害な使用を低減するための世界戦略を採択した事も併せて考えなければならないと思う。

国税庁の「酒類小売業の概況」によると、平成25年の業態別占有率は、一般酒販店14.8%、コンビニ11.1%、スーパー37.5%、百貨店0.7%、量販店13.0%、業務用卸9.8%、ホームセンター・ドラック8.1%、その他5.0%である。データを考慮すれば、今回の酒税法などの一部改正案は、表向きは立場の弱い「町の酒屋さんである中小酒販店」を守るための改正であるように思われるが、占有率の高い大手スーパーや大手量販を中心に有利な展開が、予想できる。卸売業はここにリンクする形となる。

しかし、「街の酒屋さんである中小酒販店」においても、価格対応に苦慮することなく、最低限の利益確保ができることから、高齢化社会、過疎化対応等、地域に根付いたニーズが期待できる。

我々卸売業界にとっては、採算を度外視したような廉価競争に陥ることなく収益改善ができる。今後は、価格競争ではなく「質」を追求した卸売業本来の機能を生かした競争になる。新たな価値の創造と新たなビジネスモデルの構築が鍵になりそうだ。

今回の「酒税法など一部改正」が、決定した訳ではないが、酒類業界の大きなターニングポイントになることを期待してやまない。